

西会津町農業委員会

第28回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和4年11月21日

西会津町農業委員会

第28回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年11月21日（月）午前9時00分

場 所 西会津町役場 3階 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会 会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

(農業委員)

会 長 12番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11番委員 佐藤 正光

委 員

1番委員 渡部 定衛 2番委員 佐藤 健一 3番委員 三瓶 常夫

4番委員 岩原 稔 6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法

8番委員 小原 利道 9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介

(推進委員)

2番委員 伊藤 一郎 3番委員 杉原 徳夫 5番委員 長谷川耕二

6番委員 長谷川辰男 7番委員 加藤 勝 8番委員 佐藤 武

9番委員 山口 幸平 10番委員 小野木洋一 11番委員 猪俣 久一

4 本日の総会に欠席通告した委員

(農業委員) 5番委員 矢部 幸彦

(推進委員) 1番委員 三留 智篤 4番委員 目黒 信一

5 総会に出席した職員

事務局次長 鈴木 利博

事務局員 秦 康広

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。朝晩めっきり寒くなり、また新型コロナウイルス

感染症が増えております。お忙しい中お集まりいただき大変ご苦労様です。本日はよろしくお願ひします。

(開 会)

○議長

それではこれより第28回西会津町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して11名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第28回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定により、3番 三瓶 常夫委員、8番 小原 利道委員をお願いしたいと思います。

○議長

続いて、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

○事務局（鈴木事務局次長）

（主要業務について報告）

○議長

ただいま事務局より報告のありました「主要業務報告」について、委員各位のご意見、ご質問を求めます。

○議長

ございませんか。なければ、これで質問を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明〔所有権移転1件〕

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告をしていただきます。

○伊藤一郎推進委員

令和4年11月14日（月）に今回申請のありました農地について調査を行いましたので、報告いたします。現地等を確認しましたところ、10年以上耕作されていない農地であります。相続により取得したものでありますが、所有者は町外におり自分では耕作する意思はない（できない）とのことであります。現地を見る限り隣接の農地と一体に利用されたほうが有効に使用されるものと思います。したがって本申請による所有権移転は問題なしと判定しました。

○議長

これより、質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「土地の現況確認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料に基づき説明〔現況確認証明1件〕

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告をしていただきます。

○伊藤一郎推進委員

11月14日の調査結果を報告いたします。申請箇所は農振農用地区域外の農地で、地目は畑であります。いずれも長年に渡って耕作がされておられませんことから原野化しております。一部は道路向かい住人が車を駐車したりするために草を刈っていたとのこと。現状からにて農地に復元することは困難と考えます。以上です。

○議長

事務局並びに担当調査員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第2号「土地の現況確認について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「土地の現況確認について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地の確認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料に基づき説明〔非農地申出1件〕

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告をお願いします。

○伊藤一郎推進委員

申出のあった農地を確認しましたが、申出箇所は戦後の開墾により取得された農地であります。現地は写真でも確認できますよう周囲の木が大きくなり、日も当たらない状況です。長年に渡り耕作されずにきたため原野化したものです。木や笹が生い茂るなど、農地として復旧することは難しいと感じますので、非農地と判断しました。

○議長

事務局並びに担当調査員の報告がおわりました。これより、質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第3号「非農地の確認について」を採決します。

お諮りします。議案第3号「非農地の確認について」は申出の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「非農地の確認について」は申出の通り承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

○議長

続いて、次第5. その他に移ります。

(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

○事務局(鈴木事務局次長)

当面の日程について説明

○議長

(2) 次回総会開催日について、事務局の説明をお願いします。

○事務局次長(鈴木事務局次長)

次回総会開催日について説明

○議長

続いて(3) その他に移ります。

○事務局

野沢字南松原地内の農地を売却したいとの相談がありましたので、皆様に情報共有し、希望される方などの心当たりがあれば事務局までお知らせ願います。

○議長

情報提供がありましたので、皆さんの中で心当たりがあれば事務局まで連絡をお願いします。

○議長

ほかに委員の皆さん、何かありますか

○議長

なければ、以上で本日本日予定されていた案件は全て終了しました。

これで「第28回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

6. 閉会

午前9時50分